

本邦籍船舶が外国で修理を行うため、その修理用資材を積載のうえ出港し、修理後本邦に入港する場合における船舶及び修理用資材の取扱いについて

昭和 54 年 6 月 1 日蔵関第 613 号

改正 昭和 61 年 6 月 6 日蔵関第 587 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日財関第 346 号

標記のことについて、下記により処理することとしたので了知ありたい。

なお、この通達の実施に伴い「韓国で修理を行うため、その修理用資材を積載のうえ出港し、修理後入港する船舶の取扱いについて」（昭和 48 年 10 月 15 日蔵関第 1430 号）は廃止する。

記

1. 修理内容が既存設備の点検、部品の取替え及び塗装程度の場合

修理用資材は、船用品として取り扱う。したがって、当該修理船舶は、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 15 条の 3 の特殊船舶とする。ただし、船用品、乗組員携帯品以外の貨物を積載せずに入出港する場合に限る。

2. 上記 1 以外の場合

修理用資材は、通常の輸出手続きを行うこととする。したがって、当該修理船舶は、外国貿易船とする。

(注) 上記 1 以外の場合とは、例えば、船舶の増トンのための改造、冷凍設備の設置等をいう。